

特許専用実施権設定契約書

△△△△株式会社（以下「甲」という）と、□□□□株式会社（以下「乙」という）は、甲の所有する特許の専用実施権設定に関し、以下の通り本契約を締結する。

（特許専用実施権の設定）

第1条 甲は、以下の特定される特許（「本件特許」）についての専用実施権を、下記の通り乙に許諾する。

記

① 登録番号：日本特許第 ○○○○○○号

② 発明の名称：○○○○○○○○○○○○○○○○

詳細は、本契約に別途添付される仕様書に記載される。

③ 実施許諾製品：○○○○○○○

④ 実施内容：製造及び販売

⑤ 実施許諾される地域：○○○○○○○○○○○○○○○○

以上

2 両当事者は本契約締結後10日以内に、前項の専用実施権設定の登録申請を行うものとする。なお申請費用は乙の負担とする。

3 甲は、実施期間中、本件特許を実施してはならず、また乙以外の第三者に実施権を許諾してはならない。

4 乙は、実施許諾製品の競争品又は類似品を製造・販売する場合には、事前に甲に通知しなければならない。

（技術援助）

第2条 甲は、乙の実施権の行使を円滑にするために、乙に対して適切な技術援助を提供する。

（対価）

第3条 乙は、特許専用実施権許諾及び技術援助の対価として、甲に対して、以下に規定するイニシアル及び販売額実施料を、甲の指定する銀行口座に電信送金で振込むことにより支払うものとする。

① イニシアル

金額：金_____円

支払日：本契約締結日から10日以内

② 販売額実施料

金額：乙が本件特許を利用して製造販売する実施許諾製品の工場渡価額の
_____%

支払日：毎暦月末日締切りで翌暦月〇〇日払

(機密保持義務)

第4条 乙は、本契約に関連して甲から知り得た機密情報を、本契約以外の目的で利用してはならず、第三者に漏洩してはならない。

(改良発明)

第5条 いずれかの当事者が開発した改良発明及びその特許出願権は、当該当事者に帰属する。

2 本契約期間中に、いずれかの当事者が本件特許に改良発明を加えたときは、相手方に直ちにこれを通知する。

3 甲が改良発明を行った場合、甲は、かかる改良発明についても乙に実施許諾するものとする。かかる改良発明の実施に対して、乙に追加支払義務は生じない。

4 乙が改良発明を行った場合、乙は、かかる改良発明に関するあらゆる権利の設定移転に関しては、甲にファースト・リフューザル・ライトを与えることに合意する。

(再実施権等)

第6条 乙は、本契約に基づく特許実施権を第三者に再許諾してはならない。

2 乙は、実施許諾製品を、第三者に下請製造させてはならない。

3 本状において、乙の100%親子会社は「第三者」に該当しないものとする。

(報告義務)

第7条 乙は、毎暦月〇日までに、前暦月の本件商品の生産数量、販売数量、純販売価格等、特許の実施状況を明記した報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の報告書に記載すべき事項を正確に記載した記録を作成し、甲の請求があったときには、その記録その他一切の資料を甲に閲覧させなければならない。

3 甲は、乙の工場及び事務所を、合理的な時間に立入調査することができる。

4 甲の調査結果、乙の報告書に誤りがあり、分割金額が少なく計算されていたことが判明した場合、乙は、直ちに不足分の3倍の金額を甲に支払わなければならない。ただし、乙が相当の注意を払ったことが証明された場合には、この限りでない。

(保証)

第8条 甲は、本件特許に無効事由の存在しないことを保証せず、また本件特許が第三者の権利を侵害しないことを保証しない。

(知的所有権の侵害)

第9条 各当事者は、本件特許の実施が、第三者の工業所有権を侵害していること、または侵害するおそれがある事実を発見した場合、遅滞なく相手方に通知し、両当事者は誠実にその対処法を協議決定しなければならない。

- 2 各当事者は、第三者が、本件特許を侵害していること、または侵害するおそれがある事実を発見した場合、遅滞なく相手方に通知し、両当事者は誠実にその対処法を協議決定しなければならない。

(損害賠償)

第10条 いずれの当事者も、相手方に損害を与えた場合、相手方に損害を賠償するものとする。

(期間)

第11条 本契約の有効期間は、その締結日から5年間とする。

- 2 本契約が期間満了する3ヶ月前までに、いずれかの当事者が更新拒絶の意思を書面で明らかとしない限り、本契約は自動的に2年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(解除)

第12条 いずれの当事者も、相手方に以下の事由が生じた場合には、相手方に何ら事前の通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- ① 手形又は小切手が不渡となったとき
- ② 差押、仮差押、仮処分、又は競売の申立があったとき
- ③ 破産、会社整理、会社更生、民事再生の手続開始の申立を自ら行ったとき、又は申立てられたとき
- ④ 解散若しくは会社の財産の全部又は重要な一部を第三者に譲渡（営業譲渡又は会社分割）したとき
- ⑤ 本契約の条項に違反した相手方が、書面による催告を受領した後1ヶ月以内にかかる違反を治癒しなかった場合

(契約終了後の処理)

第13条 本契約が終了したときは、乙は仕掛品を除き、契約製品の生産を直ちに中止しなければならない。仕掛品については、契約終了後30日間に限り、その生産を継続することができる。終了時の在庫品は、終了後3ヶ月間に限り、販売することができる。終了後の実施料も本契約に従って支払うこととする。

(契約の変更等)

第14条 本契約は、両当事者の書面による合意によってのみ変更することができる。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項その他本契約の解釈に疑義を生じた場合には、甲乙誠実に協議を行い、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各自1通保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所
△△△△株式会社
代表取締役 △ △ △ △ ⑩

乙 住所
□□□□株式会社
代表取締役 □ □ □ □ ⑩